

平成26年12月14日執行
衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

1	あらし	1
2	事務執行日程	2
3	投票区及び開票区	8
	(1) 投票所等にあてた施設の内訳	8
	(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地	8
	(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地	14
	(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地	14
4	選挙人名簿登録者数	15
	(1) 被登録資格の決定の基準となる日	15
	(2) 登録の日	15
	(3) 縦覧期間	15
5	選挙長及び開票管理者	17
	(1) 選挙長及び同職務代理者	17
	(2) 開票管理者及び同職務代理者	17
6	選挙事務関係者	18
	(1) 投票事務関係者	18
	(2) 開票事務関係者	18
7	選挙啓発事業	19

(別冊1) 衆議院議員総選挙

(別冊2) 最高裁判所裁判官国民審査

街頭での啓発グッズの配布



花電車



啓発コンセプト



大人だけが、できるコト。

日本の 明るい未来を この一票で

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票日 12月14日

投票時間 午前7時から午後8時まで（一部地域を除く） 投票場所 投票所

公示日の期日（12月3日（水））から12月13日（土）まで 午前8時30分から午後8時まで（国民審査は12月7日（日）から）

広島市・区選挙管理委員会、広島市・区明るい選挙推進協議会

ポスター掲示場（広島県第一区）



ポスター掲示場（広島県第二区）



ポスター掲示場（広島県第三区）



ポスター掲示場（広島県第四区）



投票風景



開票風景



1 あらまし

第47回衆議院議員総選挙は、平成26年11月21日の定例閣議で憲法第7条による衆議院の解散を決定し、同日衆議院本会議で解散したことにより行われたものである。

選挙期日については、解散後の臨時閣議において、12月2日に公示し、投票日を12月14日とすることに決定された。

選挙すべき議員の数は、小選挙区295人及び比例代表180人（11選挙区（ブロック））の合わせて475人であった。

立候補者は、小選挙区選挙では959人、比例代表選挙では841人（うち、609人は重複立候補者）の届出があった。

小選挙区選挙の投票率は全国で52.66%となり前回（平成24年12月16日執行）の59.32%を6.66ポイント、比例代表選挙の投票率は全国で52.65%となり前回の59.31%を6.66ポイント、それぞれ下回った。

広島市の関係では、小選挙区選挙における広島県第一区に4人、広島県第二区に3人、広島県第三区に3人、広島県第四区に3人が立候補した。

開票の結果、第一区は岸田文雄候補（自由民主党）96,236票、白坂リカ候補（維新の党）25,452票、大西オサム候補（日本共産党）18,737票、伊藤真二候補（次世代の党）5,986票となり、岸田文雄候補が当選した。

第二区は平口ひろし候補（自由民主党）102,719票、松本大輔候補（民主党）77,234票、藤本さとし候補（日本共産党）16,794票となり、平口ひろし候補が当選した。

第三区は河井克行候補（自由民主党）85,311票、橋本博明候補（民主党）66,549票、清水てい子候補（日本共産党）16,514票となり、河井克行候補が当選した。

第四区は中川俊直候補（自由民主党）89,748票、中丸ひろむ候補（次世代の党）26,977票、中石ひとし候補（日本共産党）21,500票となり、中川俊直候補が当選した。

広島市での小選挙区選挙の投票率は48.08%となり前回の54.51%を6.43ポイント、比例代表選挙の投票率は48.08%となり前回の54.52%を6.44ポイント、それぞれ下回った。

また、最高裁判所裁判官国民審査は、前回総選挙以降に任命された5人の最高裁判所裁判官について実施された。

投票率は全国で50.90%となり、前回の57.45%を6.55ポイント下回った。

広島市での投票率は46.44%となり、前回の53.23%を6.79ポイント下回った。

(2)

2 事務執行日程

月 日	曜 日	期 日 前・後	公 示 前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
				- 選挙執行計画の決定 - 臨時啓発事業計画の策定及び実施 - 投票・開票事務取扱要領の検討 - 選挙公報・審査公報配布実施計画の決定 - 区選管等との打合せ - 選挙事務従事者(市職員)の協力要請 - 町名・投票区・投票所名の確認依頼:区選管へ - 選挙事務従事者数の照会:区選管へ - 選挙事務従事者数の割当人数通知、従事者名簿の提出依頼:各局等庶務担当課へ - 選挙のお知らせハガキ発行準備 - ポスター掲示場設置等業務契約準備		- 選挙執行計画及び事務分担の決定 - 投票管理者及び同職務代理者(投票所及び期日前投票所)の内定 - 開票管理者及び同職務代理者の内定 - 投票立会人(投票所及び期日前投票所)の内定 - 期日前投票(不在者投票)事務従事者の選定 - 投票所・開票所施設の確認及び使用依頼 - 個人演説会等施設及び不在者投票施設の確認(新規指定・変更等) - 選挙事務従事者数の回答:市選管へ - 投票・開票事務従事者の選定 - 選挙人名簿選挙時登録の準備 - ポスター掲示場設置場所の調査及び資料の作成 - 在外投票用紙等の請求・受領 - 在外投票・郵便等投票の準備 - 投票箱等投票・開票器材の配送計画 - 区広報紙へ臨時啓発記事掲載依頼 - 区役所懸垂幕・のぼり掲示場所の確認		
11月20日	木	-24	-12					△ 市区町事務打合せ会 13:30 県庁自治会館
11月21日	金	-23	-11	- 市広報紙「市民と市政」へ周知啓発記事掲載依頼 - 諸印刷物の発注依頼 - 啓発看板等の発注		- 選挙人名簿登録の移し替えに係る解散等の選挙事由発生日 - 在外投票分投票用紙等受領	令17、市 事12の2	- 衆議院解散 - 投票用紙印刷(県選管) 《小選挙区》ピンク色用紙・黒色インク 《比例代表》水色用紙・赤色インク - 在外投票分投票用紙等発送(県選管)
11月22日	土	-22	-10	- 市選管ホームページで広報開始 - 市広報ツイッター・フェイスブックでの広報開始(新) - 電算データ現在日		■ 選挙人名簿登録の移替延期期間の告示	令17、市 事12の2	△ 政党との事務打合せ会 13:30 県庁自治会館
11月23日	日	-21	-9	- 選挙マスタ作成 - 投票受付システム用データ作成		- 選挙人名簿登録の移替延期開始(選挙期日まで) (町名・投票区・投票所名ファイル修正分:市選管へ送付)	令17	
11月24日	月	-20	-8					△ 立候補予定者等説明会 県庁自治会館
11月25日	火	-19	-7	ポスター掲示場設置等業務契約締結				
11月26日	水	-18	-6	△ 選挙係長担当者会議 14:00 選挙管理委員会		- 投票用紙受領 《小選挙区・比例代表》 - ポスター掲示場設置開始(業者)		投票用紙発送 《小選挙区・比例代表》(県選管)
11月27日	木	-17	-5					
11月28日	金	-16	-4	- 選挙のお知らせ:区選管へ引継ぎ(予定) - 投票区索引簿等:区選管へ納品		- 選挙のお知らせ:受領・点検(予定) - 投票区索引簿等:受領・点検 ■ 在外選挙人名簿登録者書面の縦覧場所の告示期限	法30の7	- 投・開票速報リハーサル(第1回) - 投票用封筒等発送《小選挙区・比例代表・国民審査》(県選管)
11月29日	土	-15	-3			投票用封筒等受領(予定) 《小選挙区・比例代表・国民審査》		

月 日	曜 日	期 日 前・後	公 示 前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
11月30日	日	-14	-2			・ ホスター掲示場設置完了(業者)		
12月1日	月	-13	-1	- 市広報紙「市民と市政」に記事掲載 - 選挙人名簿登録者数: 報告受理 - 選挙人名簿登録者数の報告(県選管へ) - 期日前投票周知用看板設置(区役所、出張所) - 啓発看板等の設置 - 各任命権者への投・開票事務従事の承認依頼	市事18	- 定時登録基準日 - 選挙人名簿登録基準日・登録日 - 選挙人名簿登録者数を県選管・市選管へ報告(在外選挙人名簿を含む) ● 委員会開催 - 不在者投票用紙等の郵送による事前交付開始(登録地以外の国内の市町村における在外投票含む) - ホスター掲示場設置検収終了 ■ ホスター掲示場の設置場所の告示 - 投・開票事務従事者辞令書(写し): 市選管へ送付 - 選挙のお知らせ(ハガキ)郵便局へ搬入 中区、西区、安芸区、佐伯区	法22 法22 令22,23の16, 事12,83, 市事18,18の9 令53,59の4,65の13, 市事47の2 法144の2 令31, 市事25	
12月2日	火	-12	0	衆議院議員総選挙の公示日: 最高裁判所裁判官国民審査の告示日:		衆議院議員総選挙の公示日: 最高裁判所裁判官国民審査の告示日:		立候補届出
				● 委員会開催 15:00 選挙管理委員室 ■ 選挙権を有する者の総数の50分の1, 3分の1及び6分の1の数の告示 - 選挙啓発活動の開始 - 屋外広告幕の掲出 - 花電車の運行 - 選挙事務所設置(異動)報告受理	地自法74,75,76,80,81,86, 地教法8, 合併特例法4の2	● 定時登録日 ● 委員会開催 ■ 投票管理者及び同職務代理者(投票所及び期日前投票所)の選任告示 ■ 投票所及び期日前投票所の告示 ■ 投票所の開閉時刻の繰り上げ繰り下げの告示 ■ 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時時の告示 ■ 開票管理者及び同職務代理者の選任告示 ■ 開票の場所及び日時時の告示 ■ 開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時時の告示 ■ 不在者投票の投票記載場所の告示 ■ 在外投票を行う期日前投票所の告示 - 開票立会人届出受理開始 - 選挙事務所設置(異動)届出受理開始・同報告(市選管へ) - ホスター掲示場掲示開始 - ホスター掲示の便宜供与 - 公営施設使用の個人演説会等開催申出受理開始 - 選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧(1日)・異議申出期限 - 在外選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧(1日)・異議申出期限 - 選挙人名簿抄本の閲覧中断(選挙期日後5日に当たる日まで) - 投票管理者(投票所及び期日前投票所)・開票管理者へ候補者の氏名等の通知	法37, 令25,49の7, 市事20,45の2 法41,48の2, 市事24,45の2 法40, 市事23 法175, 連56, 市事156 法61, 令68, 市事51 法64 法62, 市事52 市事33, 市事46 令65の13③ 法62, 市事53 法130, 令108, 市事87 法144の2 令111の2 法163, 令112 法23,24 法30の7,30の8, 令23の7 法29 令92	

月 日	曜 日	期 日 前・後	公 示 前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
(12月2日)				- 区選管から掲載順序の報告受理(小選挙区) - 県選管から掲載順序の通知受理(比例代表)		- 期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知 - 投票管理者(投票所及び期日前投票所)へ最高裁判所裁判官の氏名・任命年月日等の通知 - 投票所開閉時刻変更について関係投票管理者への通知及び県選管への届出 - 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(小選挙区) - 掲載順序の結果:市選管へ報告 - 県選管から掲載順序の通知受理(比例代表) - 期日前投票所及び不在者投票記載場所の設営 - 投票用紙及び抄本等を投票管理者(期日前投票所)へ引継ぎ(在外投票分を含む) - 選挙周知用懸垂幕のぼり:区役所掲出 - 選挙のお知らせ(ハガキ)郵便局へ搬入(東区、南区、安佐南区、安佐北区)	法38,48の2,令27,49の7,市事21 審令2 法40 法175③,連5617:20 令32,49の7,市事26 令28,令49の7,65の13 令31,市事25	・投票記載所に掲示する名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定める(小選挙区) (県選管)
12月3日	水	-11	1			- 期日前投票及び不在者投票開始(衆議院) - 期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等、名簿届出政党等の名称等を掲示	法48の2,49,令50～ 法175②,令125の4	・投票用紙印刷(県選管) ・《国民審査》 白色の用紙・黒色のインク
12月4日	木	-10	2			- 公営施設使用の個人演説会等開始 △投票管理者及び同職務代理者打合せ会 15:00 西区、安芸区 15:30 中区	法161,163 令112	
12月5日	金	-9	3			- 投票用紙・氏名掲示紙等受領(国民審査) △投票管理者及び同職務代理者打合せ会 15:00 東区、安佐北区、佐伯区		・投票用紙・氏名掲示紙等発送(国民審査) (県選管)
12月6日	土	-8	4	街頭啓発		- 最高裁判所裁判官の氏名等の掲示を行う場所の告示期限 - 街頭啓発 投票総参加の呼びかけ ※繁華街で啓発物資を配布(中区)	審法52,審規7,市事196	・選挙公報(小選挙区)印刷(県選管)
12月7日	日	-7	5	宣伝車による啓発(宣伝車11台による巡回啓発)9:00～17:00		- 最高裁判所裁判官の氏名等の投票所入口(ポスター掲示場)への掲示開始 - 期日前投票及び不在者投票開始(国民審査)	審法52,審令20,22 審令14	・選挙公報(比例)・審査公報印刷(県選管)
12月8日	月	-6	6	選挙公報・審査公報:県選管から受領		- 選挙公報・審査公報:県選管から受領 △投票管理者及び同職務代理者打合せ会 15:00 南区、安佐南区		・選挙公報・審査公報発送(県選管)
12月9日	火	-5	7			- 投票立会人選任内申期限 △開票事務打合せ会(進行指揮者・班長) 15:00 南区、安佐北区、佐伯区	市事21	△投・開票速報リハール(第2回)

月 日	曜 日	期 日 前・後	公 示 前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
12月10日	水	-4	8	・ 選挙公報・審査公報：新聞折込みに より配布（中国・朝日・毎日・読売・ 日本経済・産経）		● 委員会開催（投票立会人選任） ・ 重度身体障害者及び要介護者の郵便等 による不在者投票、在外投票（郵便等投 票）の投票用紙等の請求期限 ・ 選挙事務所閉鎖について通知（投票所か ら300m以内にあるもの） △ 開票事務打合せ会（進行指揮者・班長） 15:00 東区、安芸区 15:30 西区	令59の 4,65の11 ① 法132	△ 市区町速報・結 果報告等打合せ 会 13:30 県庁自治会館
12月11日	木	-3	9			・ 投票立会人の選任：本人及び投票管理 者への通知期限 △ 開票事務打合せ会（進行指揮者・班長） 16:00 安佐南区 ・ 開票立会人届出期限 ・ 開票立会人を定めるくじ （小選挙区 17:20） （比例代表 17:30） ・ 開票立会人が3人に満たない場合の補充 選任：本人及び開票管理者への通知 ・ 公営施設使用の個人演説会等開催申出 受理最終日 ・ （小選挙区補充立候補の場合）投票記載 所に掲示する候補者の氏名等の掲載順 序を定めるくじ 17:40 （掲載順序の結果を市選管へ報告）	法38、令 27、市事 21 法62、令 69、市事 53 法62 法62、令 70の2、市 事54,55 法163 法175 ③、連56	・ （小選挙区）補充 立候補届出期限
12月12日	金	-2	10	・ 街頭啓発（県・市合同） ・ 投票所周知看板設置		・ 選挙公報・審査公報：配布期限 ・ 投票所器材送致 △ 開票事務打合せ会（進行指揮者・班長） 16:00 中区	法170、 審令31	
12月13日	土	-1	11	選挙運動最終日				
				・ 宣伝車による啓発（宣伝車11台によ る巡回啓発）9:00～17:00 ・ 当日有権者予定者数：速報受理		・ 期日前投票・不在者投票（在外投票）最 終日 ・ 街頭啓発 投票総参加の呼びかけ ※各区（中区除く）繁華街で啓発物資 配布 ・ 投票所設営 ・ 開票所設営 ・ 当日有権者予定者数：市選管へ速報 ・ 投票記載所に掲示する候補者・名簿届 出政党等の氏名表等：投票管理者へ引 継ぎ ・ 期日前投票を投票管理者（期日前投票 所）から受領 ・ 投票用紙及び抄本等を投票管理者（投 票所）へ引継ぎ ・ 在外選挙人名簿の抄本を指定在外選挙 投票区投票管理者へ引継ぎ	法48の2 ①、49、令 50 令32、事 23、市事 26 法175 法55,48 の2②、令 49の10 令28 令65の 20	

月 日	曜 日	期 日 前・後	公 示 前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
12月14日	日	0	12	衆議院議員総選挙選挙期日:最高裁判所裁判官国民審査投票期日:		● 委員会開催		
				(投票)				
				・ 投票状況:速報受理(1時間毎及び結果)		・ 投票状況:県及び市選管へ速報(1時間毎及び結果)	事52,市事43 法40	
				・ 宣伝車による啓発(宣伝車11台による巡回啓発)9:00~19:00		・ 投票時間 7:00~20:00 ※ 投票時間変更の投票所 南 区 似 島 6:00~18:00 金 輪 7:00~18:00 佐伯区 第二十一 7:00~18:00 上多田 7:00~18:00		
				・ 不在者投票転送(17:30, 18:30:広島中央郵便局へ)		・ 投票区数 広島市計274区 中 区 23区 東 区 22区 南 区 33区 西 区 37区 安佐南区 39区 安佐北区 60区 安芸区 17区 佐伯区 43区		
						・ 投票記載所へ候補者・名簿届出政党等の氏名表等掲示	法175, 運56	
						・ 投票所入口から300m内にある選挙事務所の閉鎖命令	法134	
						・ 不在者投票及び同調書を指定投票区の投票管理者へ送致	令60,61	
						・ 在外投票及び同調書を指定在外選挙投票区の投票管理者へ送致	令65の7,65の12,65の13,60,65の19,61	
						・ 期日前投票を開票管理者へ送致	法55,48の2②	
				(開票)				
				・ 開票状況:速報受理(22:00から30分毎及び結果)		・ 投票箱等(投票所及び期日前投票所)送致物受付	法55,48の2②	
				● 委員会開催 22:30 選挙管理委員室		・ 開票開始時刻 21:20	法64	
						・ 開票状況(22:00から30分毎及び結果)速報:県選管・市選管へ	法66,市事62	
						・ 開票所 中 区 広島市立国泰寺中学校 東 区 広島市立二葉中学校 南 区 広島市立広島工業高校 西 区 広島市立観音小学校 安佐南区 広島市立沼田高等学校 安佐北区 広島市立安佐北高校 安芸区 広島市立矢野中学校 佐伯区 広島市立五日市中学校	法63	
12月15日	月	1	13	・ ホスター掲示場撤去開始		・ 選挙結果の記録整理		
				・ 啓発看板等の撤去開始		・ 選挙結果:県選管・市選管へ報告(開票録写し)	事77	
				・ 礼状発送		・ 投票所・開票所器材撤収及び整理		
						・ 礼状発送		
12月16日	火	2	14					・ 選挙会(小選挙区) 選挙分会(比例代表) 審査分会(国民審査)
12月17日	水	3	15			・ ホスター掲示場撤去に伴う検収		
12月18日	木	4	16					
12月19日	金	5	17					・ 選挙会(比例代表選)
12月20日	土	6	18					
12月21日	日	7	19					
12月22日	月	8	20					
12月23日	火	9	21					
12月24日	水	10	22					

3 投票区及び開票区

今回の選挙における投票区は274、開票区は8である。

投票所・開票所にあてた施設の内訳及び名称等は、次のとおりである。

(1) 投票所等にあてた施設の内訳

区 名	投票 区数	選挙当日投票所にあてた施設の内訳								期日前投票所 及び不在者投 票記載場所 にあてた施設の 内訳	
		学 校	うち、 幼稚園	保育園	公民館	集会所	区役所 等	市関係 建 物	その他	区役所 等	市関係 建 物
中	23	20	2	—	—	2	—	1	—	1	—
東	22	10	1	—	3	5	1	3	—	2	—
南	33	18	4	2	—	10	—	3	—	1	—
西	37	18	—	1	2	15	—	1	—	1	—
安佐南	39	18	—	—	5	15	1	—	—	4	—
安佐北	60	16	—	—	—	39	1	2	2	3	1
安 芸	17	4	1	4	2	3	1	2	1	4	—
佐 伯	43	9	—	5	9	18	1	1	—	2	—
市 計	274	113	8	12	21	107	5	13	3	18	1

(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地

〔中区〕		★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区
投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白島第一	安田学園体育館 1 階	広島市中区白島北町 1 番 4 1 号
白島第二	白島小学校体育館	広島市中区西白島町 2 6 番 3 号
基町	基町幼稚園	広島市中区基町 2 0 番 3 号
幟町	幟町小学校体育館	広島市中区幟町 3 番 1 0 号
堀川	中央新天地集会所	広島市中区新天地 7 番 9 号
袋町	袋町小学校 1 階ワークスペース	広島市中区袋町 6 番 3 6 号
★大手	大手町商業高等学校体育館	広島市中区大手町四丁目 4 番 4 号
竹屋	竹屋小学校体育館	広島市中区鶴見町 8 番 4 9 号
国泰寺	国泰寺中学校美術教室	広島市中区国泰寺町一丁目 1 番 4 1 号
千田第一	千田小学校体育館	広島市中区東千田町二丁目 1 番 3 4 号
千田第二	千田スポーツ会館	広島市中区千田町三丁目 1 0 番 8 号
中島	中島小学校体育館	広島市中区加古町 1 0 番 8 号
吉島第一	吉島小学校体育館	広島市中区吉島西三丁目 4 番 6 0 号
吉島第二	吉島東小学校体育館	広島市中区吉島東三丁目 2 番 7 号
吉島第三	吉島幼稚園	広島市中区光南二丁目 1 4 番 1 2 号
広瀬	広瀬小学校体育館	広島市中区広瀬町 2 番 8 号
本川	本川小学校体育館	広島市中区本川町一丁目 5 番 3 9 号
神崎	神崎小学校体育館	広島市中区舟入中町 1 番 3 6 号
舟入東	舟入高等学校北棟 1 階	広島市中区舟入南一丁目 4 番 4 号
舟入西	舟入小学校体育館	広島市中区舟入南二丁目 9 番 4 8 号
江波第一	江波中学校体育館	広島市中区江波西一丁目 1 番 1 3 号
江波第二	江波小学校体育館	広島市中区江波南二丁目 2 番 5 3 等
江波第三	江波西二丁目仮説投票所(栄光幼稚園の北隣)	広島市中区江波西二丁目 1 4 番
投票区数		23

〔東区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
温品第一	温品小学校体育館	広島市東区温品七丁目8番8号
温品第二	広島市東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号
上温品第一	広島市温品福祉センター	広島市東区上温品一丁目24番1号
上温品第二	菰口集会施設	広島市東区温品町1988番地
馬木第一	馬木公民館	広島市東区馬木二丁目565番地の4
馬木第二	福木小学校体育館	広島市東区馬木九丁目1番2号
福田	福田公民館	広島市東区福田四丁目4152番地の1
戸坂第一	戸坂小学校体育館	広島市東区戸坂出江二丁目1番1号
戸坂第二	東浄小学校体育館	広島市東区中山新町二丁目8番1号
戸坂第三	広島市戸坂福祉センター	広島市東区戸坂大上一丁目4番22号
戸坂第四	県立広島中央特別支援学校(旧盲学校)体育館	広島市東区戸坂千足二丁目1番4号
中山第一	中山集会所	広島市東区中山中町11番2号
中山第二	広島市中山福祉センター	広島市東区中山南一丁目5番39号
牛田第一	あやめ幼稚園	広島市東区牛田中二丁目7番34号
牛田第二	牛田小学校体育館	広島市東区牛田旭一丁目14番45号
牛田第三	牛田新町集会所	広島市東区牛田新町一丁目3番31号
牛田第四	早稲田公民館	広島市東区牛田東四丁目19番1号
二葉	二葉集会所	広島市東区二葉の里一丁目7番22号
愛宕	若草集会所	広島市東区若草町10番25号
★尾長第一	尾長小学校体育館	広島市東区山根町21番10号
尾長第二	二葉中学校金工室	広島市東区光町二丁目15番8号
矢賀	矢賀小学校体育館	広島市東区矢賀二丁目10番67号
投票区数	22	

〔南区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
荒神	荒神町小学校体育館	広島市南区西蟹屋三丁目7番27号
大州	大州保育園	広島市南区大州三丁目9番31号
青崎	青崎小学校体育館	広島市南区青崎一丁目15番51号
向洋	向洋集会所	広島市南区向洋中町5番16号
向洋新町	向洋新町会館	広島市南区向洋新町一丁目6番1号
段原第一	比治山会館	広島市南区段原日出一丁目13番22号
段原第二	段原東集会所	広島市南区段原四丁目3番16号
段原第三	みみょう幼稚園	広島市南区段原南一丁目5番3号
段原第四	段原小学校体育館	広島市南区的場町二丁目4番19号
比治山	安芸幼稚園	広島市南区比治山本町12番60号
東雲第一	比治山小学校体育館	広島市南区上東雲町28番28号
東雲第二	東雲会館	広島市南区東雲二丁目9番26号
出汐	出汐会館	広島市南区出汐一丁目5番12号
霞町	比治山女子高等学校	広島市南区西霞町5番16号
旭町	大河小学校体育館	広島市南区旭一丁目8番1号
★皆実	皆実小学校体育館	広島市南区皆実町一丁目15番32号
翠町第一	親和幼稚園	広島市南区翠二丁目3番1号
翠町第二	翠町中学校格技場	広島市南区翠四丁目15番1号
翠町第三	広大附属中・高1階教室	広島市南区翠一丁目1番1号
仁保	仁保小学校体育館	広島市南区仁保新町二丁目8番30号
黄金山	黄金山小学校体育館	広島市南区北大河町35番1号
大河	大河保育園	広島市南区北大河町15番16号
刈崎	仁保緑地仮設投票所(地方こころ公園内)	広島市南区仁保二丁目4番
楠那	楠那小学校体育館	広島市南区楠那町5番7号
宇品第一	宇品体育館	広島市南区宇品海岸三丁目6番54号
宇品第二	宇品小学校体育館	広島市南区宇品御幸四丁目5番11号
宇品第三	谷の百合幼稚園	広島市南区宇品神田四丁目15番12号
宇品第四	宇品中学校柔剣道場	広島市南区宇品東五丁目1番51号
宇品第五	宇品西公園仮設投票所(宇品集会所の東隣)	広島市南区宇品御幸二丁目6番
元宇品	元宇品会館	広島市南区元宇品町13番18号

出島	広島市出島福祉センター	広島市南区出島一丁目3番1号
似島	似島集会所	広島市南区似島町字家下7番地の7
金輪	金輪島集会所	広島市南区宇品町字金輪島3番地の9
投票区数		33

〔西区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
向地	向地公民館	広島市西区大芝三丁目10番3号
大芝北	大芝集会所	広島市西区大芝一丁目13番21号
大芝南	大芝小学校体育館	広島市西区大芝一丁目25番18号
三篠第一	三篠小学校体育館	広島市西区三篠町一丁目9番25号
三篠第二	横川会館	広島市西区横川町二丁目1番1号
三滝	三滝本町集会所	広島市西区三滝本町二丁目16番25号
中広	中広中学校体育館	広島市西区中広町三丁目1番41号
天満	天満小学校体育館	広島市西区天満町1番27号
福島	西地域交流センター	広島市西区福島町一丁目19番12号
観音	観音小学校PTA室	広島市西区観音本町二丁目1番26号
★南観音第一	観音中学校体育館	広島市西区南観音三丁目4番6号
南観音第二	南観音小学校体育館	広島市西区南観音六丁目5番45号
南観音第三	観音新町会館	広島市西区観音新町三丁目8番40号
新庄	新庄集会所	広島市安佐南区長束四丁目19番28号
己斐第一	己斐集会所（己斐本町会館）	広島市西区己斐本町二丁目3番4号
己斐第二	己斐小学校体育館	広島市西区己斐上二丁目1番1号
己斐第三	己斐上集会所（己斐峠入口バス停東側）	広島市西区己斐上一丁目14番5号
己斐第四	己斐東学区会館（さくら保育所向側）	広島市西区己斐中三丁目46番5号
己斐第五	己斐上小学校体育館	広島市西区己斐上六丁目45番地
己斐第六	己斐中学校体育館	広島市西区己斐上三丁目35番1号
己斐第七	己斐上五丁目集会所	広島市西区己斐上五丁目26番11号
庚午北	庚午北集会所	広島市西区庚午北二丁目14番1号
庚午中	庚午中三丁目集会所	広島市西区庚午中三丁目3番15号
庚午	庚午中学校武道場	広島市西区庚午中四丁目12番48号
高須第一	古田保育園	広島市西区古江東町1番17号
高須第二	高須小学校体育館	広島市西区高須四丁目16番1号
古田	古田公民館	広島市西区古江西町19番15号
山田	山田小学校体育館	広島市西区山田新町二丁目21番1号
草津	草津小学校体育館	広島市西区草津東二丁目12番1号
鈴が峰	鈴が峰小学校体育館	広島市西区鈴が峰町36番2号
田方第一	田方集会所	広島市西区田方一丁目20番21号
田方第二	田方上集会所	広島市西区田方二丁目6番12号
井口明神	井口明神小学校体育館	広島市西区井口明神一丁目13番1号
井口台	井口台小学校体育館	広島市西区井口台三丁目5番1号
井口第一	井口集会所	広島市西区井口二丁目1番4号
井口第二	井口公民館	広島市西区井口鈴が台二丁目14番8号
井口第三	鈴峯女子中・高等学校講堂ロビー	広島市西区井口四丁目7番1号
投票区数		37

〔安佐南区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
川内	川内小学校体育館	広島市安佐南区川内五丁目40番1号
八木第一	鳴渡場集会所	広島市安佐南区八木町272番地の1
八木第二	八木小学校体育館	広島市安佐南区八木九丁目17番1号
八木第三	梅林小学校体育館	広島市安佐南区八木三丁目3番9号
緑井第一	佐東公民館	広島市安佐南区緑井六丁目29番25号
緑井第二	緑井小学校体育館	広島市安佐南区緑井四丁目31番1号
安古市第一	東野公民館	広島市安佐南区東野二丁目22番7号
安古市第二	中筋会館	広島市安佐南区中筋一丁目4番18号
★安古市第三	古市小学校体育館	広島市安佐南区古市二丁目21番1号
安古市第四	古市公民館	広島市安佐南区古市三丁目24番8号
安古市第五	大町集会所	広島市安佐南区大町東三丁目7番25-6号

安古市第六	安東小学校体育館	広島市安佐南区安東一丁目28番1号
安古市第七	上安公会堂	広島市安佐南区上安一丁目3番19号
安古市第八	安小学校体育館	広島市安佐南区上安二丁目7番56号
安古市第九	安西小学校体育館	広島市安佐南区高取南二丁目18番1号
安古市第十	安北小学校体育館	広島市安佐南区高取北二丁目30番1号
安古市第十一	上安小学校体育館	広島市安佐南区上安五丁目21番52号
安古市第十二	毘沙門台小学校体育館	広島市安佐南区毘沙門台三丁目1番1号
安古市第十三	広島中央グリーンハイツ集会所	広島市安佐南区安東七丁目22番2号
安古市第十四	高長集会所	広島市安佐南区高取北四丁目4番14号
安古市第十五	弘億団地第一自治会館	広島市安佐南区安東四丁目26番27号
安古市第十六	安東亜ハイツ集会所	広島市安佐南区相田七丁目27番3号
祇園第一	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
祇園第二	祇園小学校体育館	広島市安佐南区祇園三丁目1番27号
祇園第三	山本小学校体育館	広島市安佐南区山本三丁目13番1号
祇園第四	長東西集会所	広島市安佐南区長東西三丁目2番3号
祇園第五	長東小学校体育館	広島市安佐南区長東四丁目15番1号
祇園第六	原南小学校体育館	広島市安佐南区西原二丁目19番23号
祇園第七	原小学校体育館	広島市安佐南区西原六丁目29番6号
祇園第八	東原中学校柔剣道場	広島市安佐南区東原三丁目8番1号
沼田第一	戸山公民館	広島市安佐南区沼田町大字阿戸269番地の3
沼田第二	上吉山集会所	広島市安佐南区沼田町大字吉山1393番地の1
沼田第三	阿戸集会所	広島市安佐南区沼田町大字阿戸1416番地の1
沼田第四	奥畑集会所	広島市安佐南区沼田町大字伴1126番地
沼田第五	伴中央集会所	広島市安佐南区沼田町大字伴3511番地
沼田第六	下伴集会所	広島市安佐南区沼田町大字伴9303番地の1
沼田第七	大塚集会所	広島市安佐南区沼田町大字大塚3055番地の10
沼田第八	沼田公民館	広島市安佐南区沼田町大字伴5697番地
沼田第九	大塚小学校体育館	広島市安佐南区大塚西六丁目1番1号
投票区数		39

〔安佐北区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白木第一	志屋西集会所	広島市安佐北区白木町大字志路2877番地
白木第二	志屋地区多目的ホール	広島市安佐北区白木町大字志路5511番地の6
白木第三	井原会館	広島市安佐北区白木町大字井原4442番地の2
白木第四	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
白木第五	檜山集会所	広島市安佐北区白木町大字市川6364番地の1
白木第六	上三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田9063番地の3
白木第七	三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田2218番地の1
白木第八	下三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田5826番地
狩留家	狩留家集会所	広島市安佐北区狩留家町3144番地
上深川	上深川コミュニティ施設	広島市安佐北区上深川町754番地
小河原	小河原町民センター	広島市安佐北区小河原町789番地の1
深川第一	深川小学校体育館	広島市安佐北区深川五丁目12番1号
深川第二	上庄会館	広島市安佐北区深川三丁目24番10号
亀崎	亀崎小学校体育館	広島市安佐北区亀崎四丁目2番1号
真亀	落合中学校体育館	広島市安佐北区真亀二丁目1番1号
倉掛	倉掛小学校体育館	広島市安佐北区倉掛一丁目13番1号
落合第一	諸木会館	広島市安佐北区落合南八丁目27番2号
落合第二	落合東小学校体育館	広島市安佐北区落合四丁目13番1号
落合第三	玖村会館	広島市安佐北区落合二丁目41番26号
落合第四	落合小学校体育館	広島市安佐北区落合南二丁目13番1号
口田第一	口田東小学校体育館	広島市安佐北区口田二丁目1番1号
口田第二	矢口が丘集会所	広島市安佐北区口田南九丁目19番10号
口田第三	口田小学校体育館	広島市安佐北区口田南二丁目7番2号
口田第四	口田南集会所	広島市安佐北区口田南二丁目21番23号
大林第一	桧山会館	広島市安佐北区大林町2584番地の2
大林第二	大林小学校体育館	広島市安佐北区大林四丁目14番1号
三入第一	三入小学校体育館	広島市安佐北区三入三丁目12番1号

三入第二	桐原公会堂	広島市安佐北区可部町大字桐原1480番地の1
三入第三	桐陽台コミュニティセンター	広島市安佐北区三入東一丁目30番20号
南原	南原公会堂	広島市安佐北区可部町大字南原388番地の1
綾ヶ谷第一	東綾ヶ谷公会堂	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷527番地の5
綾ヶ谷第二	綾西集会所（綾西会館）	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷1859番地
勝木第一	行森説教場	広島市安佐北区可部町大字勝木2545番地の1
勝木第二	中河内集会所	広島市安佐北区可部町大字勝木521番地の1
亀山第一	河戸会館	広島市安佐北区亀山二丁目21番11号
亀山第二	虹山集会所	広島市安佐北区亀山南五丁目4番6号
亀山第三	亀山小学校体育館	広島市安佐北区亀山五丁目42番11号
可部第一	可部中学校武道場	広島市安佐北区可部七丁目2番1号
可部第二	安佐北区総合福祉センター	広島市安佐北区可部三丁目19番22号
★可部第三	可部小学校体育館	広島市安佐北区可部四丁目9番1号
可部第四	下の浜集会所	広島市安佐北区可部南五丁目1番2号
可部第五	中島会館	広島市安佐北区可部南一丁目1番39号
可部第六	可部南集会所	広島市安佐北区可部東二丁目25番3号
安佐第一	久地南小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字くすの木台55番1号
安佐第二	久地集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地甲4492番地
安佐第三	宇賀地区集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地8058番地の1
安佐第五	後山集会所	広島市安佐北区安佐町大字後山1411番地の5
安佐第六	毛木集会所	広島市安佐北区安佐町大字毛木761番地
安佐第七	宮野集会所	広島市安佐北区安佐町大字宮野73番地の1
安佐第八	筒瀬集会所	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬459番地の3
安佐第九	安佐小河内集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内4579番地の3
安佐第十	小峠集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内1217番地
安佐第十一	西部会館	広島市安佐北区安佐町大字小河内6080番地の2
安佐第十二	東谷上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張760番地の3
安佐第十三	鈴張集会所1階ホール(元農協購買部)	広島市安佐北区安佐町大字鈴張2025番地の1
安佐第十四	西上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張4058番地の3
安佐第十五	正念寺	広島市安佐北区安佐町大字飯室1280番地
安佐第十六	飯室小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字飯室1544番地
安佐第十七	安佐北区役所安佐出張所仮設投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1
あさひが丘	日浦小学校体育館	広島市安佐北区あさひが丘七丁目12番1号
投票区数		60

〔安芸区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
畑賀	広島市畑賀福祉センター	広島市安芸区畑賀三丁目30番14号
中野第一	ケアハウス安芸中野	広島市安芸区中野三丁目9番5号
中野第二	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目20番9号
中野第三	中野東小学校体育館	広島市安芸区中野五丁目11番1号
瀬野	広島市瀬野福祉センター	広島市安芸区瀬野一丁目4番19号
上瀬野	上瀬野保育園	広島市安芸区上瀬野二丁目6番11号
阿戸第一	阿戸公民館	広島市安芸区阿戸町6166番地
阿戸第二	第五区集会所	広島市安芸区阿戸町5460番地の1
船越	船越小学校体育館	広島市安芸区船越五丁目22番11号
★船越南	北鴻治集会所（北鴻治会館）	広島市安芸区船越南三丁目25番31号
船越西	船越西部保育園	広島市安芸区船越一丁目41番9号
矢野第一	矢野幼稚園	広島市安芸区矢野西六丁目12番2号
矢野第二	矢野公民館	広島市安芸区矢野西五丁目24番2号
矢野第三	矢野中央保育園	広島市安芸区矢野東五丁目9番2号
矢野第四	矢野西保育園	広島市安芸区矢野西四丁目11番12号
矢野第五	寺屋敷集会所	広島市安芸区矢野町740番地の3
矢野第六	矢野南小学校体育館	広島市安芸区矢野南四丁目17番1号
投票区数		17

〔佐伯区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
★第一	佐伯区役所	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
第二	吉見園公民館	広島市佐伯区吉見園13番1号
第三	五日市小学校体育館	広島市佐伯区五日市三丁目1番1号
第四	皆賀会館	広島市佐伯区皆賀四丁目6番5号
第五	五日市公民館	広島市佐伯区新宮苑11番14号
第六	五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号
第七	五日市中央小学校体育館	広島市佐伯区五日市中央三丁目12番1号
第八	楽々園公民館	広島市佐伯区楽々園五丁目8番32号
第九	美の里保育園	広島市佐伯区美の里二丁目1番9号
第十	三筋保育園	広島市佐伯区三筋二丁目2番14号
第十一	五日市観音小学校体育館	広島市佐伯区三宅四丁目10番1号
第十二	五日市観音中学校多目的ホール	広島市佐伯区坪井三丁目88番地
第十三	五日市中央北保育園	広島市佐伯区五日市中央七丁目8番43号
第十四	八幡小学校体育館	広島市佐伯区八幡二丁目2番1号
第十五	八幡東保育園	広島市佐伯区八幡東三丁目18番3号
第十六	三和中学校体育館	広島市佐伯区利松三丁目10番1号
第十七	新宮山荘	広島市佐伯区五日市町大字石内940番地の2
第十八	石内公民館	広島市佐伯区五日市町大字石内3289番地の1
第十九	五月が丘小学校体育館	広島市佐伯区五月が丘二丁目22番1号
第二十	河内公民館	広島市佐伯区五日市町大字上河内537番地
第二十一	白川集会所	広島市佐伯区五日市町大字下河内1217番地の1
第二十二	五日市駅前保育園	広島市佐伯区五日市駅前一丁目1番3号
第二十三	美鈴が丘東街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘東三丁目19番2号
第二十四	薬師が丘第一集会所	広島市佐伯区薬師が丘二丁目2番13号
第二十五	美鈴が丘西街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘西三丁目6番1号
第二十六	五日市東小学校体育館	広島市佐伯区皆賀二丁目3番1号
第二十七	藤の木公民館	広島市佐伯区藤の木二丁目27番7号
第二十八	東観音台第一集会所	広島市佐伯区観音台二丁目20番18号
第二十九	彩が丘公民館	広島市佐伯区河内南一丁目21番6号
第三十	五月が丘五丁目集会所	広島市佐伯区五月が丘五丁目21番30号
葛原	葛原集会所	広島市佐伯区湯来町大字葛原707番地
白砂	重光集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂966番地1
河内原	八幡原中央集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂2798番地6
川角	湯来南公民館	広島市佐伯区湯来町大字伏谷甲13番地1
伏谷	伏谷文化センター	広島市佐伯区湯来町大字伏谷1874番地5
杉並台	杉並台コミュニティセンター	広島市佐伯区杉並台26番13号
上多田	みどり会館	広島市佐伯区湯来町大字多田523番地1
中多田	湯来西公民館	広島市佐伯区湯来町大字多田2712番地
打尾谷	さつき会館	広島市佐伯区湯来町大字多田甲1804番地
菅沢	菅沢集会所	広島市佐伯区湯来町大字菅沢422番地1
和田	下和田集会所	広島市佐伯区湯来町大字和田1021番地3
麦谷	湯来農村環境改善センター	広島市佐伯区湯来町大字麦谷2501番地
下	下地区集会所	広島市佐伯区湯来町大字下1241番地
投票区数	43	

(注) 選挙当日投票所の開所時刻は午前7:00、閉所時刻は午後8:00である。なお、次の投票所は、投票時間の繰り上げ・繰り下げを行った。

区名	投票区名	選挙当日投票所施設名	投票時間
南	似島投票区	似島集会所	午前6:00～午後6:00
	金輪投票区	金輪島集会所	午前7:00～午後6:00
佐伯	第二十一投票区	白川集会所	午前7:00～午後6:00
	上多田投票区	みどり会館	午前7:00～午後6:00

(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地

開設期間：平成26年12月3日（最高裁判所裁判官国民審査は12月7日）から平成26年12月13日まで

●は在外選挙人が期日前投票・不在者投票を行う施設

区 名	期日前投票所等施設名	所在地
中	●中区役所3階第6会議室	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
東	●東区役所3階第3会議室	広島市東区東蟹屋町9番38号
	東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号
南	●南区役所4階第4会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号
西	●西区役所2階第1会議室	広島市西区福島町二丁目2番1号
安佐南	●安佐南区役所1階第2会議室	広島市安佐南区古市一丁目33番14号
	安佐南区役所佐東出張所	広島市安佐南区緑井六丁目29番28号
	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
	安佐南区役所沼田出張所	広島市安佐南区沼田町大字伴6301番地1
安佐北	●安佐北区役所1階第一会議室	広島市安佐北区可部四丁目13番13号
	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
	安佐北区役所高陽出張所	広島市安佐北区深川五丁目13番7号
	安佐北区役所安佐出張所仮設期日前投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1
安 芸	●安芸区役所3階第1会議室	広島市安芸区船越南三丁目4番36号
	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目20番9号
	安芸区役所阿戸出張所	広島市安芸区阿戸町6257番地の2
	安芸区役所矢野出張所	広島市安芸区矢野東五丁目7番18号
佐 伯	●佐伯区役所6階604会議室	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
	佐伯区役所湯来出張所	広島市佐伯区湯来町大字和田166番地

(注) 期日前投票所の開所時刻は午前8:30、閉所時刻は午後8:00である。

(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地

区 名	開票所施設名	所在地
中	市立国泰寺中学校体育館	広島市中区国泰寺町一丁目1番41号
東	市立二葉中学校体育館	広島市東区光町二丁目15番8号
南	市立広島工業高等学校体育館	広島市南区東本浦町1番18号
西	市立観音小学校体育館	広島市西区観音本町二丁目1番26号
安佐南	市立沼田高等学校体育館	広島市安佐南区伴東六丁目1番1号
安佐北	市立安佐北高等学校体育館	広島市安佐北区三入東一丁目14番1号
安 芸	市立矢野中学校体育館	広島市安芸区矢野東二丁目16番1号
佐 伯	市立五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号

4 選挙人名簿登録者数

今回の選挙にかかる選挙時登録は、広島県選挙管理委員会（小選挙区）及び中央選挙管理会（比例代表）の定めるところにより、次のとおり行われた。

- (1) 被登録資格の決定の基準となる日

平成26年12月 1 日

ただし、年齢については、選挙期日（12月14日）により算定

- (2) 登録の日

平成26年12月 1 日

- (3) 縦覧期間

平成26年12月 2 日

選挙区名	区 名	平成26年12月 1 日現在の選挙人名簿登録者数		
		男（人）	女（人）	計（人）
＜選挙人名簿＋在外選挙人名簿＞の登録者数				
広島県第一区	中	48,790	58,154	106,944
	東	45,928	51,104	97,032
	南	55,349	58,641	113,990
	計	150,067	167,899	317,966
広島県第二区	西	71,775	78,509	150,284
	佐 伯	53,161	57,427	110,588
	計	124,936	135,936	260,872
広島県第三区	安佐南	89,047	94,306	183,353
	安佐北	58,381	64,561	122,942
	計	147,428	158,867	306,295
広島県第四区	安 芸	31,520	32,279	63,799
広島市 計		453,951	494,981	948,932
広島県 計		1,108,032	1,210,915	2,318,947
＜選挙人名簿＞の登録者数				
広島県第一区	中	48,759	58,087	106,846
	東	45,903	51,062	96,965
	南	55,307	58,575	113,882
	計	149,969	167,724	317,693
広島県第二区	西	71,734	78,435	150,169
	佐 伯	53,135	57,374	110,509
	計	124,869	135,809	260,678
広島県第三区	安佐南	89,010	94,255	183,265
	安佐北	58,341	64,505	122,846
	計	147,351	158,760	306,111
広島県第四区	安 芸	31,508	32,261	63,769
広島市 計		453,697	494,554	948,251
広島県 計		1,107,293	1,209,838	2,317,131
＜在外選挙人名簿＞の登録者数				
広島県第一区	中	31	67	98
	東	25	42	67
	南	42	66	108
	計	98	175	273
広島県第二区	西	41	74	115
	佐 伯	26	53	79
	計	67	127	194
広島県第三区	安佐南	37	51	88
	安佐北	40	56	96
	計	77	107	184
広島県第四区	安 芸	12	18	30
広島市 計		254	427	681
広島県 計		739	1,077	1,816

5 選挙長及び開票管理者

(1) 選挙長及び同職務代理人

① 衆議院議員総選挙

広島県選挙管理委員会において選任した選挙長及び同職務代理人並びに選挙分会長及び同職務代理人は、次のとおりである。

小選挙区

選挙区名	選挙長	同職務代理人
広島県第一区	橋本 宗利	村上 明雄
広島県第二区	橋本 宗利	村上 明雄
広島県第三区	椎木 タカ	村上 明雄
広島県第四区	椎木 タカ	村上 明雄

比例代表

選挙区名	選挙分会長	同職務代理人
中 国	橋本 宗利	村上 明雄

② 最高裁判所裁判官国民審査

広島県選挙管理委員会において選任した審査分会長及び同職務代理人は、次のとおりである。

審査分会長	同職務代理人
椎木 タカ	村上 明雄

(2) 開票管理者及び同職務代理人

各区の選挙管理委員会において、選挙権を有する者の中から次の者を選任した。

区 名	開票管理者	同職務代理人
中	安村 和幸	城 一博
東	前川 秀雅	西村 正
南	大原 貞夫	田原 範朗
西	爲末 和政	岩崎 静二

区 名	開票管理者	同職務代理人
安佐南	渡部 邦昭	吉原 武
安佐北	秦 清	藤本 誠
安 芸	荒井 秀則	大東和 政仁
佐 伯	久笠 信雄	国本 善平

6 選挙事務関係者

開票事務には、市・区職員が従事したが、投票事務については全事務従事者の35.35%を民間人に委嘱した。

(1) 投票事務関係者

区 分		投 票 管理者	投 票 立会人	投票事務従事者			
				市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計
選挙当日 投票所	中	23	77	—	122	121	243
	東	22	87	—	134	116	250
	南	33	89	—	168	150	318
	西	37	121	—	189	179	368
	安佐南	39	110	—	222	199	421
	安佐北	60	175	—	276	217	493
	安 芸	17	38	—	91	81	172
	佐 伯	43	100	2	255	188	445
	市 計	274	797	2	1,457	1,251	2,710
期日前 投票所	中	11	22	17	90	3	110
	東	22	88	12	128	8	148
	南	11	19	20	101	9	130
	西	11	22	20	114	13	147
	安佐南	44	37	20	162	—	182
	安佐北	44	168	22	117	31	170
	安 芸	44	32	16	38	28	82
	佐 伯	22	47	1	119	—	120
	市 計	209	435	128	869	92	1,089
合 計	中	34	99	17	212	124	353
	東	44	175	12	262	124	398
	南	44	108	20	269	159	448
	西	48	143	20	303	192	515
	安佐南	83	147	20	384	199	603
	安佐北	104	343	22	393	248	663
	安 芸	61	70	16	129	109	254
	佐 伯	65	147	3	374	188	565
	市 計	483	1,232	130	2,326	1,343	3,799

(2) 開票事務関係者

区 名	開票管理者	開票立会人		開票事務従事者		
		小選挙区	比例代表	市・区 選管書記	市・区 職員	計
中	1	3	4	23	186	209
東	1	3	5	26	202	228
南	1	3	5	26	200	226
西	1	3	8	18	267	285
安佐南	1	3	4	27	260	287
安佐北	1	3	4	22	214	236
安 芸	1	3	4	23	123	146
佐 伯	1	3	4	24	214	238
市 計	8	24	38	189	1,666	1,855

7 選挙啓発事業

衆議院議員総選挙等の臨時啓発事業として、次のような各種啓発事業を実施し、明るい選挙と投票参加を呼びかけた。

(時期について特に明記のないものは公示日から実施)

種 別	事 項	時期・場所等	内容・その他	
看板掲出等	① 立看板の掲出	公民館(69)、勤労青少年ホーム(2)、地域福祉センター(4)、区スポーツセンター等(13)、区民文化センター(7)、こども文化科学館、交通科学館、映像文化ライブラリー、大学(10) (108か所)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用立看板を掲出した。	
	② 期日前投票周知用立看板の掲出	区役所(12か所) 出張所(11か所)	期日前投票の周知用立看板を掲出した。	
	③ 大看板の掲出	J R 広島駅南口、中央公園、 J R 西広島駅前 (3か所)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用大看板を掲出した。	
	④ 投票所周知用立看板の掲出	投票所の分かりにくい地域 投票所の変更があった地域 (131か所)	投票所が分かりにくい、又は投票所を変更した地域に周知用立看板を掲出した。	
	⑤ 懸垂幕の掲出	市役所広報塔、各区役所 (9か所)	選挙名及び投票日の周知用懸垂幕を掲出した。	
	⑥ のぼりの掲出	区役所・出張所の敷地	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用のぼりを掲出した。	
	参 考 (県実施)	○ ポスターの掲出	官公庁、主要企業、百貨店等	ポスターを配布し掲出した。
		○ 大看板の掲出	県庁前、J R 広島駅北口	周知用大看板を掲出した。
		○ のぼりの掲出	県庁周辺	周知用のぼりを掲出した。
街頭啓発等	① 街頭啓発の実施	ア 各区選管での街頭啓発	各区において、区内繁華街等で啓発グッズを配布した。	
		イ 市明推協及び選挙ユースボランティア等による街頭啓発 ・実施日 12/6(土) ・実施場所 J R 広島駅前	市明推協と選挙ユースボランティア等により、市内の主要場所やイベント会場で啓発グッズを配布した。	
		ウ 県選管との合同街頭啓発 ・実施日 12/12(金) ・実施場所 八丁堀交差点一帯	マスコミに選挙に関する記事を掲載してもらうため、投票日直前に県・市選管が合同で大規模な街頭啓発を行った。	

種 別		事 項	時期・場所等	内容・その他
街頭啓発等		② 宣伝車による巡回	・ 実施日 12/7(日), 12/13(土), 12/14(日) ・ 宣伝車 中・東・南・西・安芸区 各1台 安佐南・安佐北・佐伯区 各2台 計11台/日	選挙名及び投票日の周知と投票を呼びかける宣伝車を巡回させた。
		③ 花電車の運行	広島駅～広島港～広電西広島 12/2(火)～12/14(日)	選挙名及び投票日を周知する看板を掲出した市内電車を走らせた。
広報活動等		① 市の広報番組での広報	12/1(月)～12/13(土)	市広報枠のラジオ番組及びラジオスポットで投票を呼びかけた。
		② 市選挙管理委員会ホームページでの広報	11/25(火)～12/14(日)	選挙名、投票日及び選挙制度を掲載し、広く市民に周知した。
		(新規) ③ 市広報用Twitter、facebookでの広報	11/25(火)～12/14(日)	選挙名、投票日及び期日前投票など、広く市民に呼びかけた。
		④ 市広報紙での広報	広報紙「市民と市政」 12/1号	市広報紙「市民と市政」に選挙に関する記事を掲載した。
		⑤ 大型ディスプレイ(デジタルサイネージ)での広報	(市設置) シャレオ中央広場、広島駅南口地下広場、市役所本庁 (3か所)	本市が設置している大型ディスプレイ等(デジタルサイネージ)に、選挙名、投票日及び期日前投票を周知する情報を掲出した。
			民間施設のデジタルサイネージ	広島市デジタルサイネージコンテンツ共有システムへ選挙啓発コンテンツを登録し利用を推進した。
		⑥ 区役所広告モニターでの広報	各区役所(8か所) 12/2(火)～12/12(金)	各区役所1階に設置している広告モニターに、選挙名、投票日及び期日前投票を周知する情報を掲出した。
参 考 (県実施)	○ テレビ・ラジオ	テレビ：在広4局 ラジオ：在広2局	啓発スポットを放送した。	
	○ 県の広報番組等	県の広報番組・ホームページ	選挙名、投票日及び選挙制度を周知した。	
	○ 新聞広告	全国5紙及び地方紙2紙	啓発記事を掲載した。	
	○ 街頭大型ビジョン	広島市内3箇所	啓発スポットを放送した。	
そ の 他		① 住所異動者に対する周知用チラシの配布	各区役所、出張所	選挙名、投票日及び選挙制度を周知するチラシを、住所異動者に配布した。
		② 館内放送による広報	スーパーマーケット、公共施設等	選挙名及び投票日を周知する館内放送を行った。

広報ひろしま
市民と市政 12.1
平成26(2014)年
通巻1538号
広報紙は1日と15日に発行します

市役所あれこれ便利電話
おしえてコールひろしま
年中無休8～22時
☎082-504-0822
●担当課へは各課直通ダイヤルで

主な内容 P2 小児慢性特定疾病の対象疾病の拡大 P3 投票に行きましょう！ P1-P6 編集・発行：広島市広報課(〒730-8586 中区国泰寺町一丁目 6-34 ☎504-2117 FAX 504-2067)

ひろしま市民と市政 平成26年(2014年)12月1日

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 12月14日(日)は投票に行きましょう！

衆議院議員総選挙は、国の政治に皆さんの意思を反映させる大切な選挙です。
あなたの大切な一票、よく考えて投票しましょう。
区市選挙管理委員会(☎504-2513、☎504-2519)



●投票時間は午前7時～午後8時

ただし、南区の似島集会所は午前6時～午後6時。南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時～午後6時。

●投票できる人

平成6年12月15日までに生まれた人で、今年12月1日現在、市内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる日本国民(9月1日までに住民基本台帳に記録された人)。9月2日以降に市内に転入した人は、元の住所地で投票になります。

●はがき「選挙のお知らせ」で投票所などのご確認を

投票できる人には、はがき「選挙のお知らせ」を郵送します。投票場所、時間などを確認し、投票所へご持参ください(当日、はがきを忘れても投票できます)。

はがきが届かない場合は、お住まいの区の選挙管理委員会へご連絡ください。

●投票用紙は3種類です

【小選挙区】候補者名を記入します

【比例代表区】政党または政治団体名を記入します

【国民審査】やめさせたい人に×印を記入します

●点字投票や代筆による投票も

目の不自由な人は点字投票ができます。手が不自由などのため自分で投票できない人は、職員が代筆する代理投票ができます。投票所職員に伝えてください。

●期日前投票のご利用を

投票日に仕事や投票区域外での用事などで、投票に行けない人は、投票日の前に投票できます。

【日時】衆議院議員総選挙は12月3日(水)～13日(土)、国民審査は12月7日(日)～13日(土)のいずれも午前8時半～午後8時(土・日曜日も投票できます)

【投票できる場所】住所地(選挙人名簿登録地)の区役所、区内の出張所(似島出張所は除く)

●不在者投票のご利用も

出張や旅行などで期日前投票にも行けない人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できます(あらかじめ手続きが必要です。詳しくはお問い合わせを)。

●選挙公報を配布します

選挙公報を、12月10日(水)の朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込む予定です。

区役所、出張所、公民館などにも届き次第、備え付けます。



●インターネット選挙運動のご注意

候補者・政党などは、①ウェブサイト(ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブック、ライン[®])や②電子メールを利用した選挙運動が可能です。しかし、一般の有権者は①は可能ですが、②は禁止されています。

また、選挙運動期間外や未成年者の選挙運動も禁止されています。違反した場合、処罰の対象になりますのでご注意ください。



有権者の電子メールの選挙運動は禁止です

区市選挙管理委員会

(☎504-2513、☎504-2519)

区選挙管理委員会(ファクスは4桁上)

区	電話番号	区	電話番号
中	504-2544	安佐南	831-4927
東	568-7703	安佐北	819-3959
南	250-8934	安芸	821-4903
西	532-0925	佐伯	943-9753



知りたい言葉を入力して「検索」を押してください

検索

ご利用方法

あ・あ文字の読み・書きの仕方

音声で読み上げ

English

한국어

中文

Português

Español

トップページ

市民生活

事業者

観光

原爆・平和

市政全般

12月14日(日)は、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

12月14日(執行)

■衆議院議員総選挙
■最高裁判所裁判官国民審査

投票時間 午前7時から午後8時まで(一部地域を除く。)
★南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時まで

公示日 平成26年12月2日(火)
※選挙運動は、公示日に立候補の届出が受理されてから行うことができます。

- 1 投票日当日に広島市で投票できる人
- ◆選挙人名簿に登録される次の(1)～(3)の要件を満たす人で、投票日当日に選挙権を有する人は投票できます。
 - (1)日本国籍を持っている人
 - (2)平成6年12月15日までに生まれた人(投票日に満20歳以上)
 - (3)平成26年12月1日現在、広島市に住所があり、引き続き3ヶ月以上住んでいる人(平成26年9月1日までに住民基本台帳に登録された人)
 - ◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を変えた人は次の場所で投票することになります。

区分		投票場所
市外から 広島市へ転入	平成26年9月1日までに届出をした人	広島市
	平成26年9月2日以降に届出をした人	元の住所地(広島市外)
広島市内で 転居(注)	平成26年11月22日までに届出をした人	新しい住所地
	平成26年11月23日以降に届出をした人	元の住所地
広島市から 市外へ転出(注)	平成26年9月1日までに届出をした人	新しい住所地(広島市外)
	平成26年9月2日以降に届出をした人	広島市

(注)平成26年6月1日までに広島市の住民基本台帳に登録され(広島市への転入届を行い)広島市の選挙人名簿に登録された者に限る

- 2 衆議院議員の選挙区
- 《小選挙区》
- 1選挙区から1人が選ばれます。広島市では第1区から第4区の4つの選挙区に分かれます。

選挙区	選挙区内の該当区域
-----	-----------

第1区	中区・東区・南区
第2区	西区・佐伯区ほか
第3区	安佐南区・安佐北区ほか
第4区	安芸区ほか

《比例代表の選挙区》
中国5県が1つの選挙区となり、11人が選ばれます。

3 投票用紙の種類

◆投票用紙については次のとおりです。

種類	用紙の色	記載する事項
■小選挙区	ピンク色	候補者氏名を記載します。
■比例代表	水色	政党等の名称若しくは略称を記載します。
■国民審査	白色	辞めさせたいと思う裁判官に×印を記載します。

4 「選挙のお知らせ」のはがき

投票できる人には、投票の日時・場所などを記載したはがき「選挙のお知らせ」を発送します。投票するときにご持参ください。
(郵便事情その他何らかの理由(8月の豪雨災害により住民票を残したまま一時的に別の場所に転居され、郵便物転送の手続きをされていない場合を含む。))により、お手元にはがきが届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。お住まいの区の選挙管理委員会にご連絡ください。
なお、はがきが届いた後になくされたり、投票される際に、はがきを持参されていなくても投票できますので、投票所や期日前投票所で、その旨を伝えてください。

5 期日前投票

仕事や投票区域以外でのレジャーなどで選挙期日当日、投票に行けない人は、期日前投票をご利用ください。

◆日時

衆議院議員総選挙については、12月3日(水)から12月13日(土)までの、最高裁判所裁判官国民審査については、12月7日(日)から12月13日(土)までのそれぞれ午前8時30分から午後8時まで(土・日曜日も投票できます。)

◆場所

住所地(選挙人名簿登録地)の区役所、出張所(似島出張所を除く。安佐出張所は敷地内の仮設投票所となります。)

※連絡所ではできません。

(広島市に平成26年9月2日以降に転入の届出をされた人は、元の住所地の市区町村選挙管理委員会で投票できます。)

◆持っていくもの

「選挙のお知らせ」のはがき(届いている場合のみ。なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。)*印鑑は必要ありません。

6 不在者投票

選挙人名簿登録地の選挙管理委員会における選挙期日前の投票は、原則、期日前投票となりますが、選挙期日には満20歳に到達するが、投票日現在満20歳に到達していないなどの一部の投票については、不在者投票となります。

◆不在者投票のできる場所

○都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等(入院・入所中の人に限られます。)

○名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会(出張等で他の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票する場合など)

◆広島市の選挙人名簿に登録されている人が、他の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票する場合は、「不在者投票請求書・宣誓書」を登録されている区の選挙管理委員会へ郵便等で送付又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)

7 重度身体障がい者等の在宅投票

重度の障がいのある人などで、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は12月10日(水)までに区選挙管理委員会に請求してください。

詳しくは、関連情報 [体が不自由な人の投票は？](#) をご覧下さい。

8 点字・代理投票

目の不自由な人は点字投票ができます。また、体が不自由などのため、自ら投票用紙に記載できない人は、投票所の係員による代理投票ができます。お気軽に係員にお申し出ください。

9 選挙公報

小選挙区選出議員選挙においては、候補者の氏名、政見、経歴等を、比例代表選出議員選挙においては、名簿届出政党等の名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴、当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、12月10日(水)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどにも届けたい、備え付けます。

10 2階の投票所について

次の施設は、体の不自由な方や高齢者の方が2階へ上るお手伝いをしますので、気軽にお申し出ください。

区	投票区	投票所	場所
---	-----	-----	----

西区	己斐第三投票区	己斐上集会所	西区己斐上一丁目14番5号
安佐南区	安古市第十四投票区	高長集会所	安佐南区高取北四丁目4番14号
安佐北区	落合第三投票区	玖村会館	安佐北区落合二丁目41番26号

11 お問い合わせはこちらまで

お問い合わせ先 市・区選挙管理委員会			
市 ⇒ 電話504-2513	南 区 ⇒ 電話250-8934	安佐北区⇒ 電話819-3959	
中 区 ⇒ 電話504-2544	西 区 ⇒ 電話532-0925	安芸区 ⇒ 電話821-4903	
東 区 ⇒ 電話568-7703	安佐南区⇒ 電話831-4927	佐伯区 ⇒ 電話943-9753	

[選挙管理委員会からのその他のお知らせ](#)はこちらをご覧ください。

[衆議院議員総選挙 候補者・名簿届出政党等情報](#)

[広島県選挙管理委員会事務局](#)

関連情報

- [選挙管理委員会への問い合わせは？](#)
- [投票日当日に投票所へ行けない場合は？](#)
- [体が不自由な人の投票は？](#)
- [成年被後見人の選挙権・被選挙権の回復等について](#)

ダウンロード

[不在者投票請求書・宣誓書\(151KB\)\(PDF文書\)](#)

広島市役所 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 [地図](#)
代表電話 082-245-2111

各課お問い合わせ先
[各課直通電話・FAX・Eメールアドレス](#)

[このホームページについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [リンク・著作権・免責事項](#)

12月14日(日)は 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票日です!!

選挙人名簿に登録されている人で最近住所をかえた方はご注意ください。

広島市で投票できる方

次の①と②の要件を満たす人です。

- ① 平成6年12月15日までに生まれた人
(投票日に満20歳以上)
- ② 平成26年12月1日現在、広島市内に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる日本国民
(平成26年9月1日までに住民基本台帳に登録された人)

【最近住所をかえた方の投票地】

区 分		投票地
市外から 広島市へ 転入	平成26年9月1日までに届出をした人	広島市
	平成26年9月2日以降に届出をした人	元の住所地
広島市内で 転居	平成26年11月22日までに届出をした人	新しい住所地
	平成26年11月23日以降に届出をした人	元の住所地
広島市から 市外へ 転出	平成26年9月1日までに届出をした人	新しい住所地
	平成26年9月2日以降に届出をした人	広島市

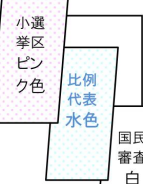
投票時間

午前7時から午後8時までです。ただし、南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時までです。

投票用紙

投票用紙の種類

- ① 小選挙区 候補者名を記載
- ② 比例代表 政党・政治団体名を記載
- ③ 国民審査 やめさせた方がよいと思う
裁判官の上の欄に×を記載



選挙公報

候補者の政見や経歴等を掲載した選挙公報を12月10日(水)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センター等にも届き次第備え付けます。

期日前投票

仕事やレジャーなどで、12月14日(日)に投票に行けない人は、事前に投票できます。
午前8時半から午後8時まで、期間中の土・日も実施します。

【期日前投票ができる期間】

12月3日(水)～12月13日(土)

※ ただし、最高裁判所裁判官国民審査については、
12月7日(日)から投票できます。

【投票場所】

選挙人名簿登録地の区の区役所、出張所(似島出張所を除く。安佐出張所は仮設期日前投票所となります。)

※ 連絡所ではできません。

(広島市に平成26年9月2日以降に転入の届出をされた人は、元の住所地の市区町村選挙管理委員会です。)

【持っていくもの】

「選挙のお知らせ」のはがき(届いているとき)

他の市区町村での不在者投票

出張などで12月14日(日)に投票に行けない人は、他の市区町村で不在者投票をすることもできます。

「不在者投票宣誓書・請求書」(広島市のホームページからダウンロードすることもできます。)を選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へ郵便等で送付又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)

郵便等での不在者投票

次のいずれかの要件を満たす人で、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は12月10日(水)までに、区選挙管理委員会へ請求してください。

- ① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、公職選挙法で定められた重度の障害がある人
- ② 介護保険法の被保険者証の区分が要介護5の人

点字・代理投票

目の不自由な人は点字投票ができます。また、体が不自由等のため、自ら投票用紙に候補者名等を記載できない人は、投票所の係員が代筆する代理投票ができます。

お気軽に係員に申し出てください。

(お問合わせ先) 市・区 選挙管理委員会	市 ⇒	TEL 504-2513	南区 ⇒	TEL 250-8934	安佐北区 ⇒	TEL 819-3959
	中区 ⇒	TEL 504-2544	西区 ⇒	TEL 532-0925	安芸区 ⇒	TEL 821-4903
	東区 ⇒	TEL 568-7703	安佐南区 ⇒	TEL 831-4927	佐伯区 ⇒	TEL 943-9753

〔選挙のお知らせ（はがき）〕
（表）

市内居住者用

郵便はがき	料金後納郵便 きれいな選挙で 明るい未来	選挙事務		選挙のお知らせ 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査	投票日	投票所	選管使用欄 小 比 国 () () () ()
-------	---	-------------	---	--	-----	-----	--------------------------------

※くわしくは裏面をご覧ください。

（裏）

投票には このはがきを投票所へ持参していただくと、選挙人名簿との照合が早く済みます。 名簿対照係へ提出してください。 はがきをなくした場合でも、投票できますので、投票所へお出かけください。 投票所ではお誕生の月日をおたずねして、ご本人であることを確認させていただいています。生まれた年「○年」は必要ありません。 また、運転免許証などご本人と確認ができる書類をご提示いただいても結構です。 あなたの大切な一票を確実に投票していただくために必要ですので、ご協力をお願いします。	期日前投票のお知らせ（ぜひご利用ください。） 投票日に用事や仕事などで投票に行けない場合は、期日前投票制度をご利用ください。（宣誓書の記入が必要です。） ■期 間（土曜日・日曜日でもできます。） 衆議院 12月3日から12月13日まで 国民審査 12月7日から12月13日まで ■時 間 午前8時30分～午後8時 ■場 所 住所地の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所、出張所（似島出張所を除く。） ※ 連絡所では、できません。 ■持参するもの このはがき（届いているとき）
投票のしかた ■小選挙区選挙は、ピンク色の投票用紙に、候補者名を記載してください。 ■比例代表選挙は、水色の投票用紙に、政党・政治団体名を記載してください。 ■国民審査は、白色の投票用紙の、やめさせたい裁判官の氏名の上の欄に×をつけてください。2人以上に×をつけることもできます。 くわしくは 表記の区選挙管理委員会におたずねください。	不在者投票について 住所地の区外に滞在等のため、投票日に表記の投票所に行けない場合や期日前投票ができない場合は、滞在地（他の市区町村）で不在者投票を行うことができます。くわしくは表記の区選挙管理委員会にお問い合わせください。 選挙公報について 選挙公報を新聞（中国、朝日、毎日、読売、日本経済、産経）に折込んでお届けします。 新聞を購読されていない方で必要な方は、郵送いたしますので、表記の区選挙管理委員会まで早めにお申出ください。 なお、区役所、出張所、公民館などにも届け次第備え付けます。

〔選挙のお知らせ（はがき）〕
（表）

市外転出者用

郵便はがき

料金後納郵便
きれいな選挙で
明るい未来

選挙事務

〒

〒

選挙のお知らせ
衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日

投票所

選挙使用欄
小 比 国
（ ）（ ）（ ）（ ）

※くわしくは裏面をご覧ください。

（裏）

あなたは、広島市から転出されましたが、広島市の選挙人名簿に登録されていますので、表記の投票所で投票することができます。

ただし、転出先（現住所地）の選挙人名簿に登録されていると、広島市では投票できません。

※ 投票日当日、表記の投票所に行けない人は、次の1又は2により、**期日前投票・不在者投票の制度をご利用ください。**

1 旧住所地の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所で、期日前投票をする場合
このはがきを持参いただくと、選挙人名簿との照合が早く済みます。

2 現住所地の選挙管理委員会で、不在者投票をする場合
(1) **右記の請求書・宣誓書欄にご記入のうえ、このはがきを封筒に入れて、表記の区選挙管理委員会に郵送してください。**
(2) 現住所に投票用紙などを郵送しますので、日時をお確かめのうえ、それを持って近くの選挙管理委員会で不在者投票をしてください。
(3) 郵便のやりとり日に日数がかかります。**至急請求してください。**

期日前投票・不在者投票ができる期間
■衆議院 12月3日から12月13日まで
■国民審査 12月7日から12月13日まで
土曜日・日曜日でもできます。
■毎日、午前8時30分～午後8時
(広島市以外では、時間や場所について、それぞれの市町村にお問い合わせください。)

不在者投票請求書・宣誓書

私は、第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の事に該当する見込みです。
以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

平成26年 12 月 日

不在者投票事由
住所移転のため、他の市町村に居住

現住所	〒
選挙人名簿に記載されている住所	広島市 区
ふりがな氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
電 話	() -